

第2期

奈良県 スポーツ 推進計画



令和5年3月
奈良県

はじめに

奈良県では、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」を目指して、平成30年3月に改定した「奈良県スポーツ推進計画」に基づき、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりを推進してきました。

その間、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、かつてない社会環境の変化がありました。日本でも、外出制限、新たな生活様式への変化など、日常生活が一変し、スポーツの分野においても大会やイベントの中止、無観客での開催などスポーツの機会等が喪失、制限されました。

そのような中、スポーツが私たちの生活や社会に活力を与えているという「スポーツの持つ価値」が改めて再認識されました。スポーツには私たちの生活を向上させる無限の可能性があります。スポーツは、心身ともに健康の保持・増進につながるほか、克己心や実践的な思考力、判断力が培われ、生涯にわたる絆を育むことができます。またスポーツ観戦をすると、勇気や感動をもらい、観ている人達も元気になります。そして、ボランティアなどで地域のつながりが生まれ、達成感も味わえます。

このようなスポーツの力によって本県の抱える様々な課題を解決に導きたいと思えます。本計画では、2031年（令和13年）に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会やその先を見据えたスポーツの推進の在り方、目指す姿を示しました。

本計画に基づき、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、市町村、関係団体、企業、地域など多様な主体と連携・協力し、本県のスポーツの推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力を賜りました奈良県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

奈良県知事 **荒井正吾**

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景	1
	2. 計画の位置づけ	3
	3. 計画の期間	3
	4. 計画の推進体制	3
第2章	奈良県スポーツ振興のビジョン	4
	1. スポーツの持つ価値・効果	4
	2. スポーツ振興を通じて目指すところ	5
	3. スポーツ推進の基本理念	6
	4. 3つの柱と目標	9
第3章	スポーツ振興の柱ごとの施策展開	12
柱	1 スポーツ参加の推進〈体を動かす〉	12
	1 県民参加型スポーツの推進	14
	2 子どものスポーツの推進	15
	3 生涯スポーツの推進	16
	4 障害者スポーツの推進	17
柱	2 スポーツの推進を支える人材の育成〈人を育てる〉	18
	1 人材の育成（コーディネート・マネジメント・指導者）	19
	2 選手の育成	20
	3 サポート体制の整備	21
	4 観るスポーツ・楽しむスポーツの機会創出	22
	5 健全性・安全性の確保	22
柱	3 スポーツに親しめる環境づくりと地域の交流促進及び地域の活性化〈活動の場をつくる〉	23
	1 スポーツ環境の整備	25
	2 情報発信	26
	3 地域交流の促進	27
	4 地域経済の活性化	28
	5 国スポ・全スポ開催を契機としたスポーツ施策の展開	28
■用語解説	29

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

奈良県では、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、「生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」を目指して、スポーツの持つ様々な効果や価値を活用し、だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりに取り組んできました。

本県では、平成25年に計画期間を10年間とする「奈良県スポーツ推進計画」を策定。計画策定から5年後の平成30年3月には、スポーツ庁の創設（平成27年）や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などを背景に、①子育て層やビジネスパーソンなどライフスタイルに応じた施策の展開、②子どものスポーツ推進の強化、③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催等を契機としたスポーツを通じた地域活性化の推進、の3つの視点から見直しを行い、更なるスポーツ推進を図ってきました。

その結果、1日30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人の割合は年々増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度には男女ともに半数を超えるなど、一定の成果がみられました。しかし一方で、子どもの体力の低下や、運動・スポーツをする子どもとしない子どもの二極化、働き盛り・子育て世代の運動実施率の低迷、運動・スポーツに無関心な層へのアプローチ、スポーツに参加する人やスポーツ関係団体人員の固定化と高齢化、県内スポーツ施設の老朽化や機能不足、また、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければスポーツを始めるきっかけに恵まれないといった課題も残されています。

■新型コロナウイルス感染症拡大とニューノーマル時代のスポーツ

2019年に「ラグビーワールドカップ2019」、2020年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」、2021年に「ワールドマスターズゲームズ2021関西」と、大規模な国際競技大会の3年連続の開催が予定され、「ゴールデン・スポーツイヤーズ」としてスポーツ機運が高まっていた矢先、2019年末より新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも緊急事態宣言の発令や外出自粛、新たな生活様式への変化など、日常生活が一変しました。スポーツ分野においても大会やイベントが中止されたり、無観客での開催となるなど、活動が大きく制限され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も1年延期となり、原則無観客での開催、ワールドマスターズゲームズは再度の延期により2027年の開催となりました。

このようにスポーツの機会等が喪失、制限される中で、あらためてスポーツが私たちの生活や社会に活力を与えているという「スポーツの持つ価値」が再認識、再評価されました。

また、eスポーツの普及やスポーツワーケーションの推進など、人々のニーズやスポーツライフにも影響を与えました。

■国の「第3期スポーツ基本計画」の策定とスポーツをめぐる新たな動き

日本の総人口は減少局面に入り、少子高齢化が加速する一方、DX（デジタルトランスフォーメーション）など様々な技術革新の進展やニューノーマル社会への対応により、働き方やライフスタイルが大きく変化しており、国内各地でSDGsをはじめスポーツの力を活用した持続可能な社会や共生社会の実現への様々な取組が展開されています。



このような中、国は令和4年3月に、「第3期スポーツ基本計画」を策定し、「東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展」や、①スポーツを「つくる / はぐくむ」、②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、③スポーツに「誰もがアクセスできる」という新たな3つの視点に基づいた取組を進めていくこととしています。

また、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の開始（令和4年）、運動部活動の地域移行（令和5年度から令和7年度）、各地域のスポーツと文化芸術資源を結び付けた「スポーツ文化ツーリズム」の推進、スポーツ×テクノロジー活用推進など、新たな取組も進められています。

■2031年（令和13年）に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が本県で開催

2031年（令和13年）に第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会（以下、「国スポ・全スポ」とする。）が本県で開催されることとなりました。



この国スポ・全スポ開催を契機に、だれもが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう環境整備を行うとともに、健康づくりへの機運の更なる向上、スポーツにかかわる人口の増大、競技力の向上、スポーツを通じた地域の活性化、奈良県の自然や歴史等の魅力発信といった取組を進めることが重要となっています。

■奈良県のスポーツを取り巻く環境の変化

県内の若い世代を中心とした人口減少、少子高齢化は進行しており、山間部等その傾向がより顕著な地域もみられます。地域のスポーツを支える人材不足などの課題がみられる一方で、地域の資源や人材を生かした取組も展開されており、県全体でスポーツを通じた地域間交流やきずなづくりに取り組み、地域活性化へつなげていくことが必要です。また、高齢化が進む中で、これからは健康づくりの取組を進めていくことがより重要となります。



奈良県では、磯城郡3町（川西町、三宅町、田原本町）と協定を締結し、「大和平野中央田園都市構想」の取組を進めています。中でも川西町、田原本町では、「ウェルネスタウン」をテーマと定め、スポーツ施設を核とした健康増進のまちづくりを進めています。また、国スポ・全スポの開催とその後を見据え、更なるスポーツ推進を目指して「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例」も制定します。

観光分野でも、「奈良県観光総合戦略」（令和3年7月）において、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」として、スポーツを含めた県内イベントの充実、スポーツ宿泊など宿泊施設

の質と量の充実、スポーツ合宿などの誘致強化等、スポーツ×観光の取組を進めていくこととしています。

さらに、2037年には、リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」の設置により、県外からのアクセスは格段に向上し、新たなスポーツを通じた観光、地域活性化の可能性も益々広がることが期待されます。

このように、奈良県内でもスポーツを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に対応しながらスポーツを推進していくことが求められています。



2. 計画の位置づけ

本計画は、本県におけるこれまでのスポーツ推進の取組の成果や現状を踏まえるとともに、令和5年3月に新たに制定の「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例」に基づき、また、スポーツ基本法及び国の「第3期スポーツ基本計画」（令和4年3月）の趣旨及び方向性も踏まえ策定するものです。

また、「奈良新『都』づくり戦略」及び「第2期奈良県地方創生総合戦略」（令和2年3月）のスポーツ分野からの実現を図るとともに、県民の健康寿命の日本一達成を目指す「なら健康長寿基本計画」（平成30年3月）のほか、「第2期奈良県教育振興大綱」（令和3年3月）、「奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画」（令和3年3月）、「奈良県障害者計画」（令和2年3月）、「奈良県観光総合戦略」（令和3年7月）等、分野別計画の施策と整合を図りながら、県民のスポーツ推進のために取り組む内容を明らかにするとともに、県、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体が連携・協働し、県民全体でスポーツの推進に取り組む方向性を示しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 計画の推進体制

県スポーツ振興課が中心となり、医療・福祉、教育、観光などの関係部局、市町村、スポーツ団体、スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、学校、大学、企業、地域とも連携を図りながら、本計画を推進します。

本計画に掲げた施策を進めるにあたっては、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）というマネジメントサイクルを踏まえ、奈良県スポーツ推進審議会において、本計画の進捗状況を確認しながら評価・点検・見直しに向けた意見聴取を行い、具体的な取組へと反映させていきます。

なお、本計画の達成状況の検証が適正に行えるよう、数値で把握できる成果指標を設定し、これら进行评估・分析して、事業等の見直しを行いながら、本計画に掲げた施策を効果的に推進します。

第2章 奈良県スポーツ振興のビジョン

1. スポーツの持つ価値・効果

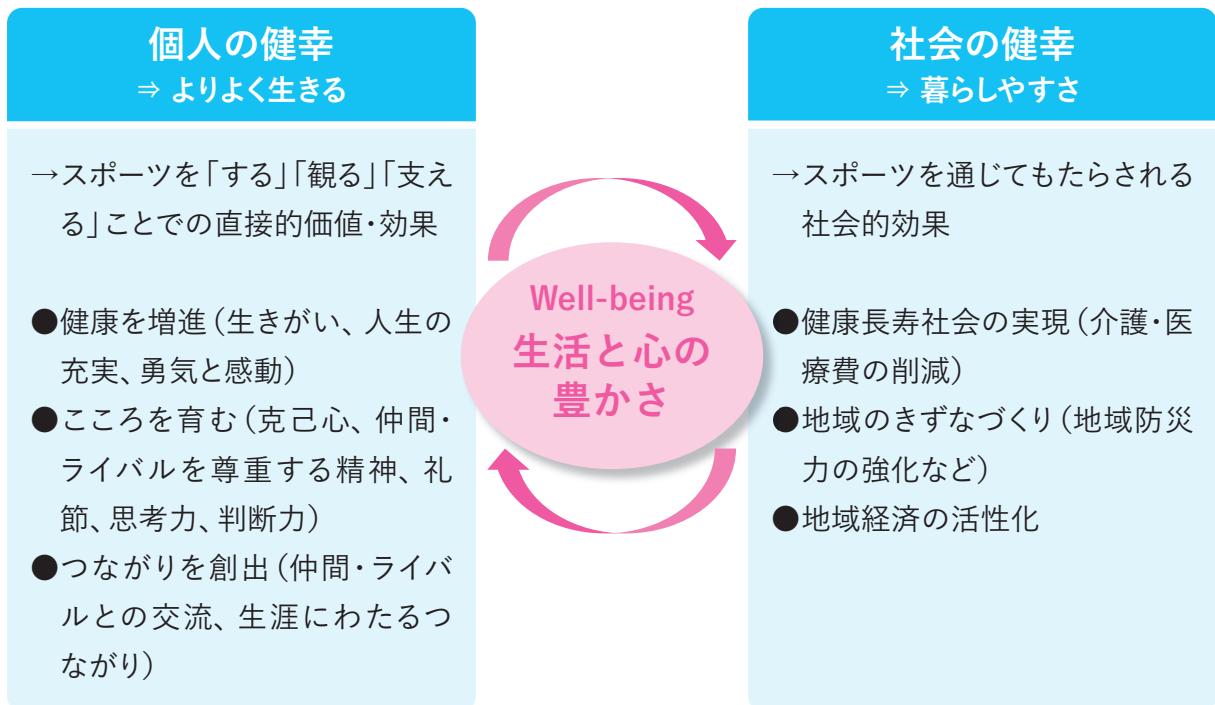
一人ひとりのライフスタイルや価値観が多様化する中、スポーツの持つ価値や効果も多様化しています。そこで、本計画では、スポーツの持つ価値や効果を、一人ひとりがよりよく生きるための「個人の健幸」、そして、みんなが共によりよく暮らしていくための「社会の健幸」の2つの側面から捉えることとします。

「個人の健幸」は、スポーツを「する」「観る」「支える」ことでの直接的価値・効果で、「健康を増進」「こころを育む」「つながりを創出」があげられます。

一方、「社会の健幸」は、スポーツを通じてもたらされる社会的効果で、介護・医療費の削減など健康長寿社会の実現や地域防災力の強化など地域のきずなづくり、地域経済の活性化などがあげられます。

これら2つの価値・効果の相乗効果により、一人ひとりの生活や心の豊かさをもたらし、社会全体としても持続可能な幸せ「ウェルビーイング (Well-being)」を感じられる社会の実現を目指していきます。

〈スポーツの持つ価値・効果〉



2. スポーツ振興を通じて目指すところ

本計画では、前述のスポーツの持つ価値・効果を最大限に活用するために、新たに、「体を動かす」「人を育てる」「活動の場をつくる」の3つを柱として、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」に取り組むことで、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現、ひいては、「持続可能で活力ある地域社会」の実現を目指していきます。

〈スポーツ振興を通じて目指すところ〉

「だれもが、いつでも、どこでもスポーツ に親しめる環境づくり」に取り組む

スポーツの持つ価値・効果を最大限に活用

体を動かす

人を育てる

活動の場を
つくる

「生き活きと安心して健やかに暮らせる
健康長寿の奈良県」の実現

「持続可能で活力ある地域社会」の実現

3. スポーツ推進の基本理念

本計画の推進にあたっては、次の5つを基本理念として、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」に取り組み、県民全体でスポーツ推進を図ります。

1 全ての県民が生涯にわたり自発的かつ継続的にスポーツを楽しむことにより、心身の健康及び体力の向上を通じて健康な生活及び長寿を享受するよう推進します

- 運動・スポーツの習慣化と継続により、心と身体の健康の維持・増進を図ります

2 遊びを通じて子どもの豊かな心、身体及び思考力を育むよう推進します

- 遊びからスポーツへ展開する中で身につける体力や社会性などにより、子どもを発達段階に応じて育みます

3 県民に夢や希望を与えるアスリートが活躍できるよう支援します

- 県民に夢やあこがれ、勇気・感動を与える存在となるアスリートが活躍できる場や機会をつくります

4 全ての県民が安全にかつ安心してスポーツに親しむことができるような環境を整備します

- だれもが、気軽に、身近にスポーツを楽しめる環境を整備します
- 医科学との連携による怪我や障害などを防ぐ指導や、身近な場所で安全・安心してスポーツに取り組める環境をつくります

5 地域の活性化に資するよう、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を図ります

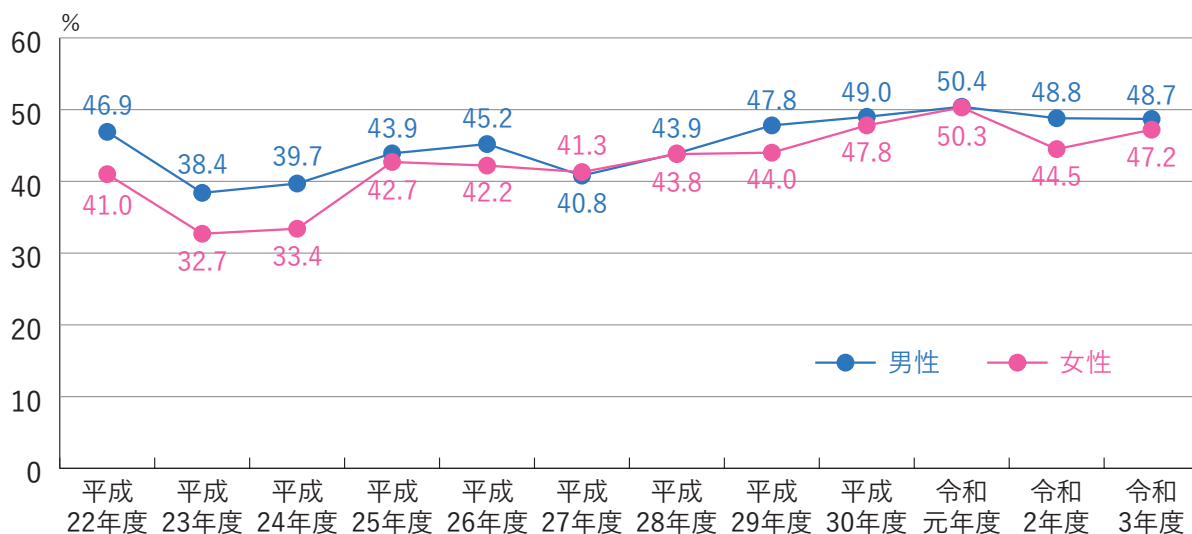
- 身近な場所で集まり運動・スポーツをすることを通じて地域内の交流ときずなを強めます
- 地域資源を活かしたスポーツイベント・大会の開催、ツーリズムの推進により地域内外の交流や活性化を図ります

〈基本理念実現の参考指標〉

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	前計画の 目標値 (R4)	備考
1日合計30分以上の運動・スポーツを週2回以上実施している人の割合	男性48.7% 女性47.2%	男性55% 女性55%	男性50% 女性50%	前計画の目標未達成のため 国第3期計画：週1回以上の スポーツ実施率70%
1年間にスポーツをしない人の割合	39.5%	30%	30%	前計画の目標未達成のため 全国値18.0% (R3)

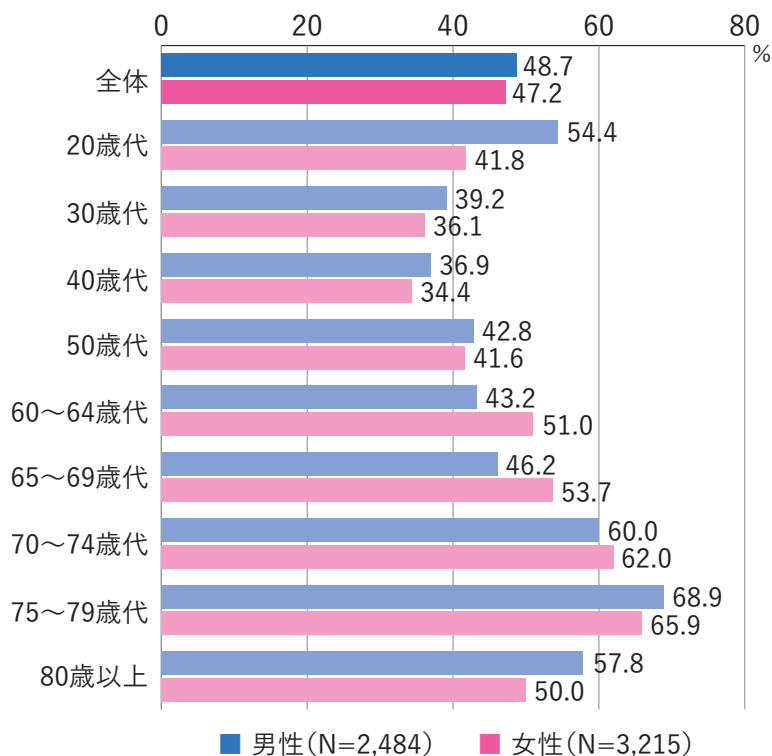
〈1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上している人の割合〉

男性：48.7%、女性47.2%（R3）



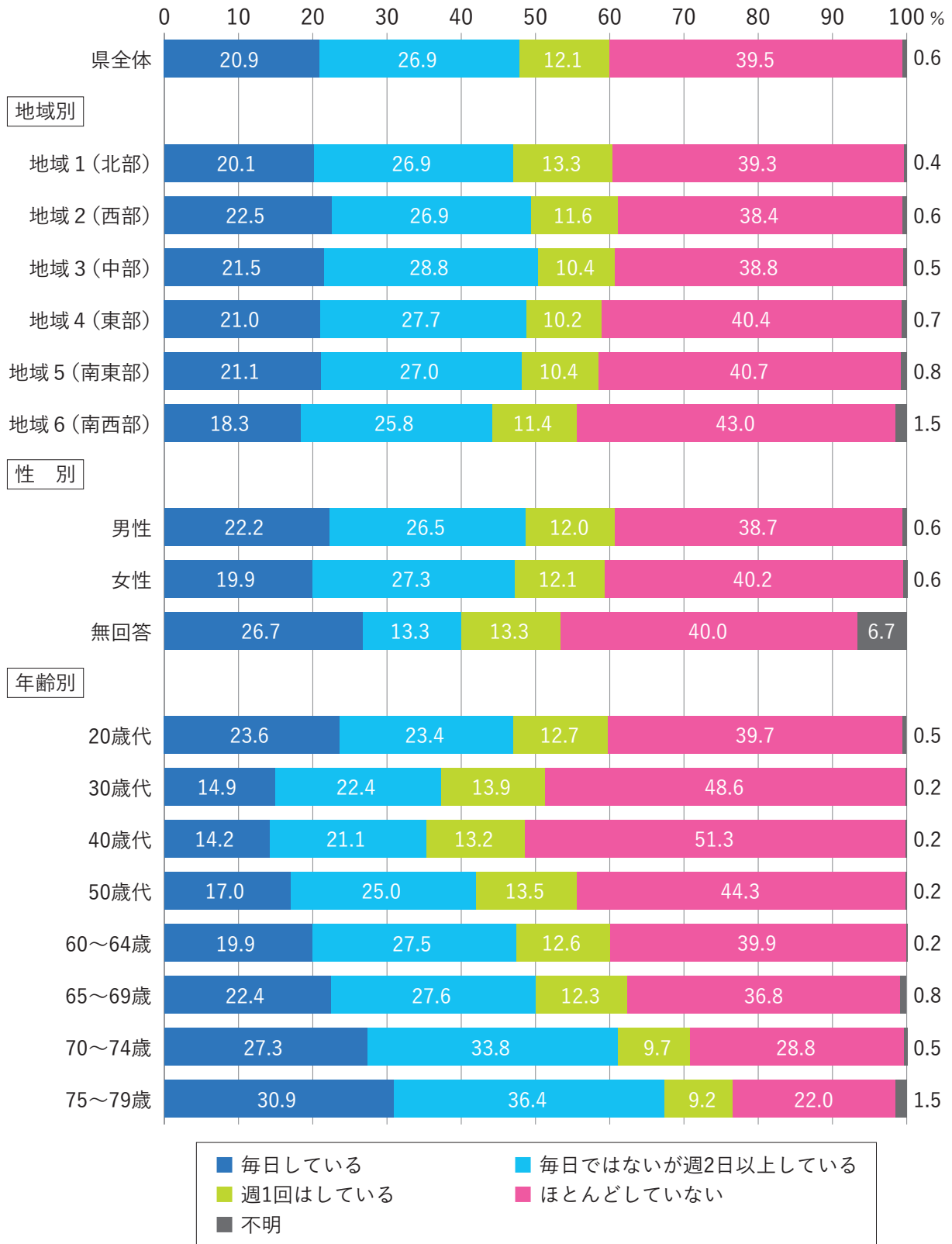
※平成22年度は「1日30分以上、週2日以上体を動かしている人」、平成23年度は「30分以上の運動を週2日以上している人」、平成24年度は「仕事以外で1日30分以上の運動を週2日以上している人」、平成25年度以降は「日常生活の中で意識して行う「散歩」、「階段の利用」、「徒歩・自転車通勤」など身体を動かすこと全般を含む運動を1日30分以上、週2日以上している人」の割合

年齢別・男女別の実施率 (R3)



資料：「令和3年度 なら健康長寿基礎調査報告書」（令和4年3月、奈良県）

〈1年間にスポーツをしない人の割合 39.5% (R3)〉



資料:「令和3年度 なら健康長寿基礎調査報告書」(令和4年3月、奈良県) データを元にグラフを作成

4. 3つの柱と目標

本計画では、5つの基本理念の実現に向けて、新たに「スポーツ参加の推進〈体を動かす〉」「スポーツの推進を支える人材の育成〈人を育てる〉」「スポーツに親しめる環境づくりと地域の交流促進及び地域の活性化〈活動の場をつくる〉」という3つの柱を掲げ、柱ごとに目標を設定し、その実現に向けた取組を進めていきます。

〈新たな3つの柱〉

柱 1 スポーツ参加の推進 体を動かす

県民一人ひとりが生涯にわたり、その関心、適性等に応じて自主的かつ主体的にスポーツに親しみ、心身の健康維持・向上を図れる機会をつくります。



柱 2 スポーツの推進を支える人材の育成 人を育てる

スポーツの持つ価値や効果が発揮できるよう、アスリート、指導者、ボランティアなどのこれからの奈良県のスポーツ振興を担う人材を育成します。



柱 3 スポーツに親しめる環境づくりと地域の交流促進及び地域の活性化 活動の場をつくる

県民のだれもがスポーツに親しめる環境をつくります。また、県の豊かな自然環境や歴史文化資源を活用したスポーツイベントの開催等により、地域交流の促進、地域の活性化に寄与します。



柱

1

スポーツ参加の推進

〈体を動かす〉

目標

県民一人ひとりが生涯にわたり、その関心、適性等に応じて自主的かつ主体的にスポーツに親しみ、心身の健康維持・向上を図れる機会をつくります

施策

1 県民参加型スポーツの推進

- (1) 総合型地域スポーツクラブの連携強化
- (2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (3) 総合型地域スポーツクラブによる学校部活動の受け皿づくり
- (4) 県民が参加しスポーツを楽しむイベントの開催
- (5) 奈良マラソンの開催

2 子どものスポーツの推進

- (1) 幼児期のスポーツ（遊び・運動）の推進
- (2) 子どもの体力向上方策の推進
- (3) 学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行
- (4) 子どものスポーツ活動環境の充実

3 生涯スポーツの推進

- (1) 子育て世代、働き盛り世代のスポーツの推進
- (2) 女性がスポーツに取り組みやすい環境づくり
- (3) 高齢者のスポーツ推進

4 障害者スポーツの推進

- (1) スポーツを通じた共生社会の実現
- (2) スポーツに取り組む機会の充実
- (3) 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり
- (4) 障害者スポーツを支える人材の育成

柱

2

スポーツの推進を支える

人材の育成〈人を育てる〉

目標

スポーツの持つ価値や効果が発揮できるよう、アスリート、指導者、ボランティアなどのこれからの奈良県のスポーツ振興を担う人材を育成します

施策

1 人材の育成（コーディネート・マネジメント・指導者）

- (1) スポーツ指導者等、マネジメント人材の確保、養成
- (2) 障害者スポーツ指導者等の養成

2 選手の育成

- (1) 競技団体を通じた競技力の向上
- (2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けたアスリートの育成
- (3) 競技スポーツの成績優秀者への表彰
- (4) パラスポーツ選手の発掘・育成
- (5) アスリートとキッズ・ジュニアの交流を通じた競技力の向上

3 サポート体制の整備

- (1) スポーツボランティア等の人材育成
- (2) 生涯スポーツ功労者等への表彰
- (3) 様々な団体が連携したスポーツマネジメント教育の展開
- (4) アスリートのセカンドキャリア形成の支援

4 観るスポーツ・楽しむスポーツの機会創出

- (1) 観るスポーツの機会の創出
- (2) 無関心層等へのスポーツ促進
- (3) 山間部での運動実施率の向上

5 健全性・安全性の確保

- (1) スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの強化
- (2) スポーツインテグリティの推進

柱

3

スポーツに親しめる環境づくりと
地域の交流促進及び地域の活性化

〈活動の場をつくる〉

目標

県民のだれもがスポーツに親しめる環境をつくります。また、県の豊かな自然環境や歴史文化資源を活用したスポーツイベントの開催等により、地域交流の促進、地域の活性化に寄与します

施策

1 スポーツ環境の整備

- (1) スポーツ拠点施設の整備
- (2) 民間活力の積極的な活用の検討・推進
- (3) 既存スポーツ施設のファシリティマネジメントの推進
- (4) 身近な公共施設等の整備・活用
- (5) スポーツ施設のユニバーサルデザイン化や環境配慮型施設整備の推進
- (6) だれもが気軽にスポーツにふれることができる環境づくり

2 情報発信

- (1) スポーツイベントや施設情報等に関する情報発信力の強化
- (2) デジタル技術を活かしたスポーツDXの推進
- (3) 観光分野と連携したスポーツツーリズムに関する情報の発信

3 地域交流の促進

- (1) プロスポーツチーム等様々な主体と連携した地域との交流の機会づくり
- (2) スポーツキャンプやスポーツ合宿等の誘致
- (3) スポーツを通じた友好交流の促進

4 地域経済の活性化

- (1) 自然、地勢、景観等、奈良の特性を活かしたスポーツの推進
- (2) 奈良県の魅力資源を活かしたスポーツツーリズムの推進
- (3) スポーツコミッション設立に向けた産官学等の連携方策の検討

5 国スポ・全スポ開催を契機としたスポーツ施策の展開

- (1) 国スポ・全スポによるレガシー創出に向けた取組検討
- (2) 国スポ・全スポ開催を契機とした環境整備



第3章 スポーツ振興の柱ごとの施策展開

柱 1 スポーツ参加の推進〈体を動かす〉

現状・課題

- 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会への支援、クラブアドバイザーからのクラブ経営や人材確保等に関する指導・助言などにより、県内で活動する総合型地域スポーツクラブをサポートし、多様な活動主体の確保に努めてきました。今後もこれらの活動を通じ、総合型地域スポーツクラブの育成・充実、指導者やマネジメント人材の育成を進めていく必要があります。
- ならスポーツフェスティバルや奈良マラソン等を開催し、幅広い世代の県民に参加してもらうことで、県民のスポーツに関する意識の高揚、スポーツの習慣化、体力向上、健康維持等につなげることを目指してきました。今後も参加者層の拡大を目指し、県民に親しまれるスポーツイベントとして、さらには観光振興への寄与等、地域の活性化につながるイベントとして、継続的に開催していく必要があります。
- 遊びやスポーツを通じて子どもたちの多様な動きの獲得や、社会性を高めることを目的としたプログラムを作成し、幼稚園・保育所を拠点として普及促進に取り組んできました。今後も幼児期からの運動習慣形成に向けた取組を続けることが重要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり、子どもの運動時間の減少や体力の低下がみられることから、学校体育等、様々なスポーツの機会を活かし、子どもの体力維持・向上を図る必要があります。
- 子どものスポーツに対するあこがれや感動等、スポーツへの関心を高めるため、子どもとトップアスリートとの交流を進めてきました。今後もプロチームや企業・大学等と連携し、子どもとアスリートとのふれあいの機会を創出していくことが大切です。
- 県立のスポーツ施設でのスポーツ教室の開催や女性スポーツクラブの活動支援等を通じ、子育て世代や働き盛り世代、女性、高齢者が気軽に参加できるスポーツの機会創出に努めてきました。今後も生涯にわたりスポーツや健康づくりに関心を持ち、自発的に体を動かすことができる環境を整えていくことが期待されています。
- 障害のある人もない人も参加できるスポーツイベント等を開催し、だれもが一緒にスポーツを楽しむことができる機会の創出に努めてきました。今後も、障害の有無にかかわらず、県民が交流できる機会をつくり、スポーツを通じた共生社会を目指します。



すばろば野外フェス



奈良マラソン

施策指標

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	前計画の 目標値(R4)	備考
総合型地域スポーツ クラブの会員数	14,315人	20,000人	20,000人	前計画の目標未達成 のため
子どもの体力合計点 (小5、中2)	小5男:52.33点 小5女:54.24点 中2男:42.14点 中2女:49.26点	全国平均以上	全国平均以上	前計画の目標一部未 達成のため 全国平均値(R3) 小5男子52.5点 小5女子54.7点 中2男子41.1点 中2女子48.4点
〈新規〉 運動やスポーツをす るのが好きな子ども の割合(小5、中2)	小5男:91% 小5女:83.9% 中2男:87.9% 中2女:74%	小5男:95% 小5女:90% 中2男:90% 中2女:80%	—	体力・運動能力調査 結果より
障がい者スポーツ指 導員数	199人	300人	300人	前計画の目標未達成 のため
法人格を有する総合 型地域スポーツクラ ブの割合	47.1%	70.0%	70.0%	前計画の目標未達成 のため
スポーツイベント(交 流大会)の参加者数	1,076人	10,000人	10,000人	コロナの影響で減少 前計画の目標未達成 のため
1日の総運動時間が 60分以上の割合 (小5、中2)	小5:36.9% 中2:68.1%	小5:55.0% 中2:75.0%	小5:55.0% 中2:75.0%	前計画の目標未達成 のため
障害者スポーツ大会に おける競技参加者数	486人	1,200人	1,170人	コロナ拡大前の近年 最大値1,236人(H30) を目指す
〈新規〉 健康寿命(65歳平均 自立期間)	男性:19.01年 (3位) 女性:21.52年 (21位)	全国1位	—	なら健康長寿基本計 画における目標

1 県民参加型スポーツの推進

(1) 総合型地域スポーツクラブの連携強化

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中心的な役割を担っていけるよう、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会への支援などにより、クラブ同士の交流・連携イベントの開催などを促進し、人材育成、ネットワークづくり、ノウハウの蓄積など、クラブ間の連携を強化していきます。



(2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

- 総合型地域スポーツクラブの育成や活動充実のため、引き続きクラブアドバイザーによるクラブ経営や人材確保等に関する指導・助言を実施するとともに、クラブの活動を広く知ってもらうための交流大会の開催や情報発信、指導者の養成や資質向上のための研修会等の充実を図ります。
- また、少子高齢化が進む中、会員の減少や高齢化などにより自立活動が困難なクラブの増加が見込まれることから、共同運営など、持続可能な活動に向けた新たな仕組みづくりについても検討します。



(3) 総合型地域スポーツクラブによる学校部活動の受け皿づくり

- 部活動の地域移行が段階的に進められる中、総合型地域スポーツクラブがその担い手となれるよう、クラブと中学校との連携などの下地がある学校などをモデル校として実証実験を行い、財源、指導者等の人材、大会の在り方など、必要となる環境づくりや課題等を把握し、全県での取組へとつなげていきます。

(4) 県民が参加しスポーツを楽しむイベントの開催

- 「ならスポーツフェスティバル」など、季節に応じた魅力的なスポーツイベントを企画・開催します。県民はもちろん県外からも多くの人々が参加し、四季折々の奈良の風景等を楽しみながらスポーツを通じた交流を深めることで、地域のにぎわいづくりや活性化を推進します。

(5) 奈良マラソンの開催

- ボランティアも含め県内外から1万5千人～2万人が参加する「奈良マラソン」は、シンボルイベントとして、参加者やボランティア等のニーズを把握しながら、運営面の見直しやサービス面の向上、拡充により、誰もが楽しむことのできる満足度の高いイベントへとさらに進化させるとともに、宿泊や飲食、周辺観光、地域との交流などと結び付けて、観光振興や地域活性化にもつなげていきます。



2 子どものスポーツの推進

(1) 幼児期のスポーツ(遊び・運動)の推進

- 幼児期からの遊びを通じた運動習慣づくりは心身の健全な発達はもちろん、生きていくために必要な非認知能力(数値では測れない自己実現の源となる能力)の向上にも非常に重要であることから、幼児期運動指針等に基づく幼稚園や保育所等での外遊びや体操など、子どもが楽しく体を動かすことができる環境づくりのほか、まほろば健康パークをはじめ地域で幼児が運動できる環境の整備、総合型地域スポーツクラブによる幼稚園や保育所・認定こども園、地域、家庭等での「奈良県幼児向け運動・スポーツプログラム」の普及を進めていきます。



(2) 子どもの体力向上方策の推進

- 子どもの体力向上と健全な心身の発達に向けて、引き続き「外遊び、みんなでチャレンジ!」等を通じた各学校の体力向上に向けた取組や体育指導の充実・発展、教員の指導力と資質向上に努めるとともに、「市町村対抗子ども駅伝大会」の開催など、地域でのスポーツ参加機会の充実を図ります。
- また、奈良にゆかりのあるプロスポーツチームやトップアスリート、企業・大学等と連携し、スポーツ教室やイベントの開催など、子どもとアスリートとのふれあいの機会の創出にも継続して取り組みます。



(3) 学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行

- 県立中学校・高校の部活動へ専門知識を有する地域の人材を指導者として派遣するほか、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団といった団体、プロスポーツチームやトップアスリート、企業・大学等、多様な運営団体・実施主体と連携して、学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行を進めていきます。
- また、地域スポーツ環境の整備のための取組を重点的に行っていくために、国のガイドラインを踏まえて、地域移行に関する方針を示していきます。

(4) 子どものスポーツ活動環境の充実

- 引き続き、地域での様々なスポーツ団体活動の支援のほか、地域で子どもが家族や友達と一緒に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催、また公園や遊歩道など身近に運動に親しめる環境の整備を進め、子どもが家庭や学校、地域で楽しみながらスポーツに取り組める環境の充実を図ります。
- また、「まほろば健康パーク」は、成長段階に応じた遊び・スポーツ施設ゾーンの整備、家族や親子が気軽に集い、多世代で楽しめる空間の創出など、子どもが遊びや運動を通して成長できるよう機能の充実・強化を進めるとともに、地域のにぎわい・交流拠点、スポーツ・健康増進拠点として更なる活用を図っていきます。

3 生涯スポーツの推進

(1) 子育て世代、働き盛り世代のスポーツの推進

- 家事や育児、仕事で忙しく、スポーツ実施率が低い子育て世代や働き盛り世代のスポーツ推進に向けて、引き続き、開催時間や場所を工夫するなど、それぞれのライフスタイルに応じた多様なイベントの開催、「奈良マラソン」や「橿原公苑ナイトラン」など職場単位や個人レベルでも参加できるスポーツ・レクリエーションイベントの開催を進めるとともに、身近なスポーツ施設の情報のほか、時間や場所を問わず気軽に取り組めるスポーツ・運動の情報やコンテンツなどの発信・配信を進めます。
- また、新たに整備するスポーツ施設を中心に、更衣スペースやアメニティの充実、授乳室やキッズコーナー・一時保育サービスなど、ジェンダーの枠を取り払い、男女にかかわらず、親が子とともに運動・スポーツを気軽に楽しめるために必要な設備や機能の充実を図ります。併せて、施設の情報を発信していくことで、利用促進を図ります。

(2) 女性がスポーツに取り組みやすい環境づくり

- 女性のライフコース特有の健康問題にかかわった運動・スポーツの活動を支援するとともに、女性のニーズとスポーツを融合させた情報の発信、スポーツ教室・イベントの定期開催、ポイント制等の継続サポートの仕組みなどにより、スポーツ機会の拡大と継続実施を後押しします。



(3) 高齢者のスポーツ推進

- 高齢者が運動・スポーツに取り組むきっかけづくりとして、引き続き、高齢者のスポーツ文化交流大会「ならシニア元気フェスタ」の開催（毎年5月）やスポーツ施設での健康づくり教室開催、レクリエーション大会等の開催支援を行い、高齢者が気軽に、仲間と楽しみながら参加できる機会の拡充を図ります。
- また、超高齢化社会への対応として、「お出かけ健康法」などの普及啓発、民間事業者等と連携した健康ステーションの整備・活用促進などを通して、運動習慣の定着、介護予防、サルコペニア（筋肉減弱）やフレイル（虚弱）に対応した健康増進をサポートしていきます。



4 障害者スポーツの推進

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

- 障害のある人もない人も、共に参加してスポーツを楽しむことにより相互の交流を深め、障害者スポーツへの理解を促進するため、奈良県障害者軽スポーツ大会など、障害の有無にかかわらず参加できるイベントを開催します。また、総合型地域スポーツクラブ等において障害のある人もない人も一緒に活動できるプログラムを実施するなど、スポーツを通じた共生社会の実現につなげます。



(2) スポーツに取り組む機会の充実

- 障害のある人が、障害の種別や程度にかかわらず、健康づくりやスポーツに取り組める健康教室やスポーツ体験等の開催やその情報発信、奈良県障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣などを行い、障害者の社会参加の促進及びスポーツに取り組む機会の充実を図ります。

(3) 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり

- 障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等による障害者スポーツの取組を支援するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進や障害者スポーツ用品の貸出など、障害のある人が身近な地域で、日常的かつ継続的にスポーツができる環境づくりを進めます。

(4) 障害者スポーツを支える人材の育成

- 奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。
- また、日本パラスポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。



現状・課題

- スポーツを振興するためには、これにかかわる人材の育成は重要な要素です。スポーツへの関わり方は、「する」「観る」「支える」など様々であり、本県での国スポ・全スポの開催はこういった人材育成に取り組む絶好の機会です。
- スポーツを「する」目的は人それぞれです。子ども、学生、子育て世代、働き盛り、高齢者などライフステージごとにその目的は異なります。また同じ世代であっても、競技力向上を目指すアスリート、体力向上や楽しみのためにスポーツをする愛好者、健康のために運動する人などの違いがあります。さらに、就学前児童にとっては、遊びで身体を動かすことが心身の健やかな成長につながると言われています。それぞれの目的に応じた効果的なスポーツ施策を展開していく必要があります。
- スポーツを「観る」人について、スポーツは観るだけでも健康増進に効果があると言われていきます。観るだけで高揚感が続いたり、ストレスが軽減すると実証されています。奈良マラソンをはじめとする県のスポーツイベントは、応援を楽しみにしている方が多く、今後も、このような機会を増やすことが大切です。
- スポーツを「支える」人について、ボランティアや審判員など、特に国スポ・全スポの運営に携わる人材の育成に取組が求められています。また同時に、スポーツに興味のない人を巻き込むアイデアを持つ人、スポーツの持つ楽しさや喜びを伝える人材も育てていく必要があります。
- 「する」「観る」「支える」など、スポーツにかかわる様々な人材の県内各地域での育成を支援し、スポーツを通じた地域の活性化につなげていきます。

施策指標

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	前計画の 目標値(R4)	備考
スポーツ指導者数	2,438人	4,000人	4,000人	前計画の目標未達成のため
〈新規〉 研修会・講習会参加者数	33人	500人	—	近年最大値434人 (H29)を目指す
国スポの総合成績	天皇杯25位 皇后杯32位 (R4)	20位台定着	20位台定着	前計画の目標一部未達成のため
〈新規〉 スポーツボランティア 登録者数	452人	1,000人 もしくは 国スポでの必要数	—	年間50～100人増加傾向 国スポに向けての必要数の確保
全国大会1位の奈良 県選手の人数・団体数	22人	80人	80人	前計画の目標未達成のため

1 人材の育成（コーディネート・マネジメント・指導者）

（1）スポーツ指導者等、マネジメント人材の確保、養成

- 大学や企業、民間スポーツクラブ、奈良県スポーツ協会、奈良県障害者スポーツ協会、奈良県障害者スポーツ指導者協議会等と連携して、子どもからトップアスリートまで、それぞれのニーズに応えられる指導者を発掘・登録し、希望する県内各所へと派遣することができる人材バンク等の仕組みの検討をはじめ、スポーツ指導者等の資質向上に向けたコーチング方法論やスポーツ医・科学などを盛り込んだ研修会の開催促進など、人材の確保、養成、活用に向けた取組を進めます。
- 市町村、総合型地域スポーツクラブと連携して、地域スポーツにおけるコーディネーターとしての役割が期待されるスポーツ推進委員の研修や協議会での情報交換などを通して資質向上を図るとともに、クラブチームの経営やスポーツイベントの企画運営といったスポーツマネジメントにかかわる研修会や研究会の開催、情報交換などを促進し、資質向上に努めます。
- スポーツをする人の安全と安心を確保していくため、県内大学と連携し、アスレチックトレーナーやスポーツドクター、パラスポーツドクターの育成等、医療分野の知見を備えた人材の育成を図ります。



（2）障害者スポーツ指導者等の養成（再掲）

- 奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。（再掲）
- また、日本パラスポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。（再掲）

2 選手の育成

(1) 競技団体を通じた競技力の向上

- 各競技団体等が行う日常的・継続的な強化活動、また2024年パリオリンピックなどの国際競技大会や国スポ・全スポ等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化活動を支援することで、奈良県全体の競技力の向上を図っていきます。



(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けたアスリートの育成

- 国スポ・全スポで奈良県ゆかりの選手が一人でも多く活躍できるよう、民間事業者と連携したジュニアタレントの発掘・育成、強化支援を進めるとともに、国スポ・全スポへの奈良県選手団の派遣などを行います。
- また、多様な専門機関等との連携を図り、スポーツ障害の予防や治療・サポートも含めたスポーツ医・科学を活用したサポート体制の整備を検討します。

(3) 競技スポーツの成績優秀者への表彰

- 県民のスポーツへの意識の高揚を図るため、県民栄誉賞や奈良県スポーツ特別功労賞など、成績優秀選手の表彰を行います。

(4) パラスポーツ選手の発掘・育成

- オリンピアン・パラリンピアン等を招へいたタレント発掘の取組など、引き続き、競技性が高い障害者スポーツの選手発掘や練習会を開催するとともに、全スポ開催を契機に、障害者スポーツ協会と連携して、競技人口拡大や競技団体の整備などパラスポーツ強化に向けた体制整備に向けた取組についても検討していきます。

(5) アスリートとキッズ・ジュニアの交流を通じた競技力の向上

- プロスポーツ選手を招いた少年少女スポーツ教室や、小学生～高校生を対象としたラグビー大会の開催、プロスポーツチームの試合等の誘致、子どもたちを観戦招待するなど、アスリートとの交流を通じた競技力の向上に取り組めます。



3 サポート体制の整備

(1) スポーツボランティア等の人材育成

- 国スポ・全スポ開催を契機に、障害者スポーツボランティア人材バンクやスポーツボランティア登録制度などにより、スポーツボランティア等の育成、普及を一層進め、活動機会の増大を図ることで、スポーツを「支える」人材の育成・増加を目指します。



(2) 生涯スポーツ功労者等への表彰

- 地域や職場等でのスポーツの健全な普及や発展に貢献し、地域のスポーツ振興に顕著な成果を挙げたスポーツ関係者や団体を対象に表彰を行います。

(3) 様々な団体が連携したスポーツマネジメント教育の展開

- 県と市町村、各スポーツ団体、民間企業、大学をはじめとする教育機関など、様々な団体が連携したスポーツマネジメント教育の展開に向けた方策について検討します。

(4) アスリートのセカンドキャリア形成の支援

- 奈良県内で働きながら競技を続け、引退後も仕事を継続あるいは指導者等としての活躍を希望するアスリートや学生と、それを支える農林業を含む企業・団体等をマッチングし、好循環を生み出す仕組みづくりなど、アスリートのセカンドキャリア形成を支援する方策を検討します。

4 観るスポーツ・楽しむスポーツの機会創出

(1) 観るスポーツの機会の創出

- 県内を活動拠点としているプロスポーツチームや実業団チームの試合、県内で開催されるスポーツイベント等について、SNSや公共の場を活かしたパブリックビューイング等様々な媒体や機会を通じて積極的に発信し、地元スポーツチームの応援等、観るスポーツの機会創出に努めます。



(2) 無関心層等へのスポーツ促進

- 運動を習慣的にしている人とまったくしていない人の二極化が進む中、大学や企業、プロスポーツチーム等と連携して、運動に興味のない人や興味はあるが実践になかなか踏み出せない人に、体を動かすことやスポーツを応援することの楽しさを伝え、スポーツへかかわるきっかけづくりと後押しをする取組の検討を進めます。
- 民間事業者と連携し、集客力のある商業施設等において、健康づくりイベントやデジタル技術等を活用したモニター実験など幅広い世代をターゲットにした日常の運動習慣の環境づくりに取り組みます。



(3) 山間部での運動実施率の向上

- 身近な運動普及啓発事業等、身体を動かす機会の少ない山間部の住民に楽しく運動してもらえる施策を展開し、運動実施率の向上を目指します。

5 健全性・安全性の確保

(1) スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの強化

- 県内各スポーツ団体のガバナンスコード策定を促進するとともに、透明性の高い組織運営やコンプライアンス遵守等に向けた助言や啓発、研修会の開催など、ガバナンス・コンプライアンスの強化を図ります。
- クラブアドバイザーによる助言等を通じて総合型地域スポーツクラブのガバナンス強化を図っていきます。

(2) スポーツインテグリティの推進

- 奈良県スポーツ協会によるアンチドーピング教育・啓発事業をはじめ、国スポ・全スポ等へ出場する選手や監督を対象としたアンチドーピング等の研修会の開催、ハラスメントや暴力行為等の根絶に向けた啓発や相談対応体制の検討など、クリーンでフェアなスポーツ推進に向けた意識を醸成し、スポーツインテグリティの保護・強化に向けた取組を進めます。

現状・課題

- 県内の公共スポーツ施設は、1982（昭和59）年のわかさ国体に向けて整備されたものがほとんどで、老朽化と機能の陳腐化が進んでいます。
- 2031（令和13）年に控えた国スポ・全スポ開催に向けて、奈良県と橿原市は2022（令和4）年10月18日に覚書を締結し、畝傍山周辺エリアにおける新たなスポーツ施設等整備の検討を進めてきました。磯城郡の川西町、田原本町においては「ウェルネスタウン」をテーマとした「大和平野中央田園都市構想」が進められ、スポーツ施設を中心に健康増進機能を持ったまちづくりに着手しています。さらに、まほろば健康パークでは、子どもから高齢者まで誰もが一緒に遊べるインクルーシブな空間創出に向けた機能強化に取り組んでいます。
- これらの施設においては、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、民間活力の導入による効率的・効果的なサービスの提供について検討し、誰もが気軽に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに県民のスポーツ・健康づくりの機運を高めたり、地域の活性化といったレガシー創出につながる拠点性を備えた施設の整備・運営が求められています。
- 奈良県では学校施設の一般開放や県有地の活用等、身近な公共空間を活かし、県民のスポーツ環境の充実に努めてきました。今後も、公共空間を活かし、県民が運動・スポーツや健康づくりに取り組む環境を整えていくことが期待されています。
- 情報通信技術の進展が進む中、スポーツに関連する情報について、ホームページやパンフレット、SNS等を活用した発信に努めてきましたが、今後も、様々な媒体を活かした情報発信や発達を続けるデジタル技術を活かした新しいコンテンツの提供等に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック等大型のスポーツイベントが開催され、キャンプ地受け入れ等に取り組んできており、スポーツを通じた交流の機運の高まりを維持・継続し、レガシーの形成につなげていくことが重要です。また、奈良県を活動拠点とするスポーツチームやトップアスリートと県民との交流を続けていますが、新たなスポーツ施設整備においては、スポーツ観戦や地域との交流の機会を増やしていくことが課題となっています。
- 奈良県の豊かな自然や歴史を活かしたウォーキングやサイクリング等の周遊型観光により、多くの人の来訪がみられ、南部・東部地域では、山岳地域の特性を活かしたサイクルイベント等が定着しつつあります。今後も、スポーツを通じた地域活性化を図るため、県内の資源を活かしたスポーツイベント開催やスポーツツーリズム推進に一層取り組んでいくことが必要です。

施策指標

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	前計画の 目標値(R4)	備考
檀原公苑年間利用者数	174,653人	340,000人	330,000人	コロナ拡大前の 近年最大値 (H30)338,275人を目指す
まほろば健康パーク 年間利用者数	305,888人	330,000人	330,000人	コロナ拡大前の 近年最大値 (H30)325,123人を目指す
スポーツ合宿でスイ ムピア奈良を利用す る人数	340人 (R2)	3,500人	3,000人	コロナ拡大前の 近年最大値 (H29)3,477人を目指す
〈新規〉 学校施設一般開放 の利用者数	2,656人	5,500人	—	コロナ拡大前の 近年最大値 (R1)5,521人を目指す
プロスポーツ等の試 合数(有料観戦)	45試合	60試合	60試合	前計画の目標未達成 のため



令和元年度 陕西省との青少年スポーツ交流事業(水泳)



檀原公苑全景(R4.5.25撮影)

1 スポーツ環境の整備

(1) スポーツ拠点施設の整備

- 県は、畝傍山周辺エリアとして、橿原運動公園の一部に日本陸連第1種公認の陸上競技場、橿原公苑に多機能複合型アリーナを整備、「大和平野田園都市構想」として川西町下永地区に全国大会対応のテニスコート、田原本町阪手北・西井上地区に球技専用スタジアムを整備、多世代対応など「まほろば健康パーク」の機能強化といった、新たなスポーツの拠点整備を進めます。
- 都市インフラが整う大規模スポーツ施設は地域の防災拠点としての役割も期待され、避難所や物資備蓄、雨水貯留等、防災的機能の強化を図ります。
- 国スポ・全スポ後も見据え、県内スポーツ施設との連携と役割分担、スポーツ×他分野での活用方策等を検討し、利用者や地域住民に多様なサービスやプログラムを提供でき、まちづくりに貢献する「次世代型スポーツ施設」を目指します。



(2) 民間活力の積極的な活用の検討・推進

- スポーツ施設の整備や、既存施設の運営にあたっては、引き続き、ネーミングライツやPPP/PFIなどの手法を用いて、民間活力の積極的な活用を検討・推進していきます。

(3) 既存スポーツ施設のファシリティマネジメントの推進

- 県内施設の有効活用を図るため、県と市町村が連携して既存施設の機能向上や、老朽化した施設の計画的な改修・修繕、耐震化も含めた長寿命化を図るとともに、民間スポーツ施設の活用や管理運営手法も含めたファシリティマネジメントにより持続可能な施設運営、利用促進を図ります。

(4) 身近な公共施設等の整備・活用

- 身近な地域で、だれもが気軽にスポーツに取り組める場の充実に向けて、引き続き、小・中学校、高校体育館施設の一般開放等や、奈良県サッカー協会へのフットボールセンター用地の貸与など、身近な公共施設等の整備・活用を図るとともに、周辺自治体や民間とも連携して、広域及び民間も含めた多様なストックを地域のスポーツができる場として利活用していく取組も検討していきます。

(5) スポーツ施設のユニバーサルデザイン化や環境配慮型施設整備の推進

- スポーツ施設整備や改修時には、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすいスポーツ施設となるよう、段差の解消、和式トイレの洋式化や多目的トイレ等への改修、車いす席の設置など、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、脱炭素型のサステナブルなスポーツ施設となるよう、太陽光発電など再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入など環境にも配慮した施設の整備・改修等の推進を図ります。また、防災機能を備えた施設となるよう、災害用備蓄倉庫などの設置も検討します。

(6) だれもが気軽にスポーツにふれることができる環境づくり

- 既存・新規のスポーツ施設や公園、学校施設等の身近なオープンスペースを有効に活用し、運動・スポーツを気軽に楽しむことができる環境の整備について検討します。
- 地域の枠を超えて、だれもがスポーツに親しむことのできる環境づくりや機会の提供に努めます。
- 年代や目的、レベルに応じた運動・スポーツができる場や子どもたちが複数のスポーツ競技を体験することができる環境づくり等、多様なニーズに対応できるスポーツ環境について検討を進めます。
- また、新たに整備するスポーツ施設を中心に、更衣スペースやアメニティの充実、授乳室やキッズコーナー・一時保育サービスなど、ジェンダーの枠を取り払い、男女にかかわらず、親が子とともに運動・スポーツを気軽に楽しめるために必要な設備や機能の充実を図ります。併せて、施設の情報を発信していくことで、利用促進を図ります。(再掲)

2 情報発信

(1) スポーツイベントや施設情報等に関する情報発信力の強化

- 県ホームページやSNS等を活用したスポーツ関連情報の発信、総合型地域スポーツクラブの活動内容など情報の充実を図るとともに、スポーツ庁のスポーツ情報ポータルサイト「ここスポ」への情報掲載を促進することで、県内外への情報発信力を強化していきます。

(2) デジタル技術を活かしたスポーツDXの推進

- 新型コロナウイルス感染拡大以降のニューノーマル時代、デジタル社会に対応したスポーツの推進に向けて、産学官、医療・福祉、教育、観光など多様な分野の関係機関が連携して、オンラインやVR(バーチャルリアリティ、仮想現実)を用いたスポーツ・健康づくりの機会創出に向けた検討を進めます。例えば、オンラインでフィットネスや体操などの動画を配信したり、教室・イベントを開催したりする、VR技術によって仮想空間でフィットネスを楽しんでもらう、時計型などのウェアラブル端末を活用して健康管理を行い、各自に適した運動プログラムを提供するといったことが想定されます。
- ニューノーマル社会への対応も視野に、電子チケットによる発券・入場、試合の中継など、ICT(情報通信技術)やVR等を活用したサービスやコンテンツの提供をはじめとするスポーツ施設へのDX(デジタルトランスフォーメーション)導入についても検討します。

(3) 観光分野と連携したスポーツツーリズムに関する情報の発信

- 県や市町村が進めるスポーツツーリズムやサイクリング、ウォーキング等周遊型観光ルートなど、スポーツツーリズムに関する情報について、観光分野と連携しながら発信することで、幅広い層への情報発信、観光・スポーツ双方向への広がりによる地域経済の活性化へとつなげていきます。



3 地域交流の促進

(1) プロスポーツチーム等様々な主体と連携した地域との交流の機会づくり

- バンビシャス奈良（バスケットボール）や奈良クラブ（サッカー）など奈良県のプロスポーツチームや、奈良県ゆかりのトップアスリートなど様々な主体と連携して、プロスポーツの試合や大会等の誘致をはじめ、プロスポーツ選手と地域住民のふれあいの機会づくり等、地域を舞台にしたプロスポーツチームの活動により、地域との交流の機会を創出することで、地域の一体感や郷土愛の醸成につなげます。
- プロスポーツチームや実業団スポーツチーム等と連携し、県内スポーツ施設で開催されるスポーツの試合への子どもたちの観戦招待やトップアスリート等と連携したスポーツ教室の開催等、トップアスリートとのふれあいを通じて、スポーツの魅力を楽しむ機会の創出に努めます。



(2) スポーツキャンプやスポーツ合宿等の誘致

- 市町村や関係団体と協力して、奥大和におけるスポーツメッカづくりの一環として奈良クラブのキャンプ及びサッカースクールの開催やスポーツ合宿の誘致などを行い、スポーツを通じた地域における交流を深めていきます。

(3) スポーツを通じた友好交流の促進

- 東京2020オリンピック・パラリンピックキャンプ地招致やホストタウン交流等のネットワークを活かし、キャンプ地誘致や交流試合、交流イベントの開催などスポーツによる国際的な友好交流を継続していきます。



4 地域経済の活性化

(1) 自然、地勢、景観等、奈良の特性を活かしたスポーツの推進

- 南部・東部地域の豊かな山間部の自然環境を活かしたサイクリングイベントやトレイルランニングレース「Kobo Trail～弘法大師の道～」など、奈良県の自然、地勢、景観、歴史等の特性を活かした奈良らしいスポーツイベントを開催し、その魅力を発信していくことで、県内外からの参加者と地域との交流の促進、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。



(2) 奈良県の魅力資源を活かしたスポーツツーリズムの推進

- サイクリング、ウォーキング等県内周遊型観光につながるスポーツツーリズムの展開やコンテンツを検討します。
- 世界遺産である古都奈良の文化財（古都奈良エリア）、法隆寺地域の仏教建造物（法隆寺エリア）と、世界遺産暫定リストの飛鳥・藤原の宮都とその関連資料群（飛鳥・藤原エリア）等の県内観光地を周遊する約70kmの世界遺産周遊サイクルルート等の整備を進めるとともに、広域連携による自転車ツーリズムの展開などの可能性についても検討します。
- ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催で海外から訪れる人々に対し、その後の観光につながるよう奈良の魅力をPRします。

(3) スポーツコミッション設立に向けた産官学等の連携方策の検討

- 奈良県の特色や魅力を活かしたスポーツツーリズムの展開、大会やイベント開催に伴う宿泊や交通、ボランティアスタッフ等の手配、合宿等の誘致など、スポーツ振興と地域経済活性化に向けた取組をコーディネートするスポーツコミッション設立に向けて、産学官民、医療・福祉、観光、教育など様々な分野との連携も視野に、構成組織、役割、活動内容などの検討を進めます。

5 国スポ・全スポ開催を契機としたスポーツ施策の展開

(1) 国スポ・全スポによるレガシー創出に向けた取組検討

- 両大会を一過性のイベントで終わらせるのではなく、持続的なスポーツの振興や地域活性化につながるため、大会の基本構想をとりまとめ、市町村、競技団体等と共有し、ともにレガシー創出に向けた取組を検討し、推進していきます。

(2) 国スポ・全スポを契機とした環境整備

- 両大会に向けて整備する施設は、将来にわたって、広く住民に利用されるものとし、各競技の大会や練習会場、強化の拠点となった市町村や施設では、その競技が地域に根付き、持続的なスポーツの振興につながる取組を促進していきます。

■用語解説

頁	用語	解説
1	eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉。コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
	スポーツワーケーション	ワーケーションは、「ワーク (Work: 仕事) + バケーション (Vacation: 休暇)」の造語。テレワークなどを活用してリゾート地や地方等、普段の職場から離れた環境で自分の時間を確保しながら働くスタイルのこと。スポーツワーケーションとは、この「ワーケーション」に「スポーツ」を掛け合わせた造語で、旅先など普段とは異なる環境で働きながら、軽い運動やスポーツを取り入れた余暇活動を行うもの。
2	DX (デジタルトランスフォーメーション)	(Digital Transformation) ICT (情報通信技術) の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された 2016年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことが宣言されている。
	共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
	レガシー	ここでのレガシー (社会遺産) とは、大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービス、スポーツ振興のムーブメント等をオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用することを狙いとしたもの。
	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで (多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が (多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる (多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
3	健康寿命	平均寿命から、認知症や寝たきりなど介護が必要な状態の期間を差し引いた期間 (日常生活に制限のない期間) の平均値で表す。
12	クラブアドバイザー	総合型地域スポーツクラブがスポーツを通じて地域づくりを担い、コミュニティの核となることを推進するため、クラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有し、クラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスできる者。

頁	用語	解説
16	サルコペニア (筋肉減弱)	加齢による筋肉量の減少及び筋力の低下のこと。サルコペニアになると、歩く、立ち上がるなどの日常生活の基本的な動作に影響が生じ、介護が必要になったり、転倒しやすくなったりする。各種疾患の重症化や生存期間にも影響するとされている。
	フレイル(虚弱)	加齢により心身が老い衰えた状態のこと。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能で、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。
17	ユニバーサルデザイン	(Universal Design) 身体能力の違いや年齢、性別、国籍にかかわらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと。
19	スポーツ推進委員	スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のために、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核的な役割を担う者。実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整のほか、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つコーディネーターの役割も果たす。
21	セカンドキャリア	第二の人生の仕事や働き方、生き方のこと。アスリートが安心してスポーツに専念できるよう、現役時代から引退後の新たなキャリア(働き方や生き方)に向けて準備するための支援が必要である。
22	パブリックビューイング	スポーツなどのイベントにおいて、スタジアムや街頭などにある大画面の映像機材を設置して観戦・観覧を行うこと。
	ガバナンス	(governance)「統治・支配・管理」を意味する言葉。スポーツ団体においても、スポーツ基本法で、自ら遵守すべき基準の作成に資するよう定めており(スポーツ基本法第5条第2項)、スポーツの価値を守り、高めていくために、スポーツ団体の適正なガバナンス確保に向けた取組が進められている。
	ガバナンスコード	スポーツ団体のガバナンスコードは、スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。
	コンプライアンス	社会規範・社会道徳、ステークホルダーの利益・要請に従うこと。スポーツ界における透明性、公平・公正性の確保に向けて、アスリートや指導者等に向けたコンプライアンス教育の普及、モニタリング体制の構築などが図られている。
	スポーツインテグリティ	スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

頁	用語	解説
22	アンチドーピング	ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のこと。アンチ・ドーピングとは、このドーピング行為に反対（antiアンチ）し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のこと。
	ハラスメント	（Harassment）相手に対して言葉や行動などで嫌がらせを行うこと。スポーツ界でも、パワーハラスメント（パワハラ：権力や立場を利用した嫌がらせ）やセクシュアルハラスメント（セクハラ：性的な嫌がらせ）など、が問題となっている。
23	インクルーシブ	包括的な、すべてを含んだ、という意味。障害の有無を問わず、誰もが住みやすいまちづくりを行うこと。
	スポーツツーリズム	スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流や、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境整備、また国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的なスポーツ観光のこと。
25	ネーミングライツ	公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと。スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることで、公共施設の命名権を企業が購入。買取会社には施設に来る多くの観客への宣伝効果が、自治体側には施設の運用資金などの調達といったメリットがある。
	PPP/PFI	PPPは、Public Private Partnership（官民連携）の略で、地域や社会の効率性や質の向上を目的に、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。 PFIは、Private Finance Initiativeの略で、民間資金等を利用した社会資本整備を指す。公共施設やインフラなどの建設、維持管理、運営などに、民間の資金、経営能力、技術、ノウハウを活用して、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
	ファシリティマネジメント	（FM：Facility Management）企業・団体が持つ設備（施設）や利用環境を戦略的に管理し、将来を見据えた最適化を図るためのアメリカで生まれたマネジメント手法。
26	オープンスペース	都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。
	スポーツDX	スポーツ界へのDXの導入として、デジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の創出や、外出できない人などへのリモートでの体操教室、ビッグデータ等を活用したアスリート支援、新たなビジネスモデルの創出などが進められている。

頁	用語	解説
26	VR(仮想現実)	「Virtual Reality(バーチャルリアリティ)」の略で、「仮想現実」と訳される。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組みのこと。
	ウェアラブル端末	「wearable=身に着けられる」情報端末のこと。腕時計やリストバンドのように体に身につけて持ち運び、その状態で使用できるのが特徴。これらの端末に、心拍数、歩数などの健康管理機能がついており、これらを活用した健康管理や健康づくりの取組などが期待されている。
28	スポーツコミッション	地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。

資料編

1. 奈良県スポーツ推進審議会委員 資料-1
2. 計画等策定経緯 資料-2
3. 奈良県スポーツ推進審議会 概要 資料-3
4. 奈良県スポーツ推進審議会条例 資料-4
5. 第2期奈良県スポーツ推進計画に対する意見の募集概要 資料-5
6. 第2期奈良県スポーツ推進計画における指標 資料-6
7. 誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例 資料-8
8. (参考)なら健康長寿基本計画の関連計画(イメージ図) 資料-12

1. 奈良県スポーツ推進審議会委員

期間：令和3年3月1日～令和5年2月28日

(敬称略、会長・副会長以下五十音順)

	役職	氏名	所属先等
1	会長	佐久間 春夫	甲子園大学 学長
2	副会長	根木 慎志	日本パラリンピアンズ協会 副会長
3	委員	朝原 宣治	大阪ガスネットワーク株式会社 事業基盤部 地域活力創造チーム
4	委員	伊藤 収宜	御杖村長
5	委員	尾崎 充典	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期：令和3年3月1日～令和3年8月18日)
		森山 賀文	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期：令和3年8月19日～令和4年8月22日)
		田尻 匠	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期：令和4年8月23日～令和5年2月28日)
6	委員	川手 健次	奈良県総合リハビリテーションセンター 院長
7	委員	田中 康仁	奈良県立医科大学 整形外科部長
8	委員	千葉 すず	バルセロナ・アトランタ五輪 水泳日本代表選手
9	委員	蝶間林 利男	横浜国立大学 名誉教授
10	委員	中西 弘子	株式会社ボーネルンド 代表取締役社長
11	委員	並河 健	天理市長
12	委員	星野 聡子	奈良女子大学 教授
13	委員	福西 達男	特定非営利活動法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ 理事長
14	委員	松下 直樹	株式会社TPJ 代表取締役
15	委員	松永 敬子	龍谷大学 教授

2. 計画等策定経緯

年度	月	スポーツ推進計画	スポーツ推進条例
R3	2	2月2日 令和3年度第3回審議会 奈良県のスポーツ推進の理念整理 奈良県スポーツ推進計画における 指標の推移の振り返り	勉強会 (R3年度) 株式会社ポーンランド 代表取締役 中西氏、 横浜国立大学 蝶間林名誉教授
	3		
R4	4		関係部局等 意見聴取
	5		
	6		
	7	県下市町村を対象にした「奈良県スポーツ推進計画に関する調査」実施 他府県を対象にしたスポーツ施策に関する状況把握調査	勉強会 (R4年度) 第1回：奈良女子大学 星野教授 第2回：大阪体育大学 原田学長 第3回：早稲田大学 間野教授
	8	8月30日 第1回審議会 ・第2期奈良県スポーツ推進計画素案検討	構成検討
	9		目的・理念検討
	10	庁内関係課へのスポーツ関連施策に関するヒアリング	施策の仕組み検討
	11		骨子案検討
	12	12月14日 第2回審議会 ・第2期奈良県スポーツ推進計画案検討	
	1	パブリックコメント ○意見募集期間12月16日～1月16日 ○意見 7件	パブリックコメント ○意見募集期間12月16日～1月16日 ○意見 3件
	2	2月9日 第3回審議会 ・第2期奈良県スポーツ推進計画案了承	2月県議会へ提案、議決 条例制定
	3	第2期奈良県スポーツ推進計画の策定	

3. 奈良県スポーツ推進審議会 概要

○令和4年度 第1回定例会

日時	令和4年8月30日(火) 14:00～16:00
場所	奈良県コンベンションセンター 205会議室 ※リモート併用開催
出席委員数	12人
県出席者	文化・教育・くらし創造部長、文化・教育・くらし創造部次長 関係各課長等、事務局(スポーツ振興課)
議題	○次期奈良県スポーツ推進計画の策定について ○意見交換その他
概要	・スポーツ人材育成の取組報告 ・次期奈良県スポーツ推進計画素案説明 等

○令和4年度 第2回定例会

日時	令和4年12月14日(水) 14:00～16:00
場所	リガーレ春日野 1階 吉野の間 ※リモート併用開催
出席委員数	12人
県出席者	文化・教育・くらし創造部長、文化・教育・くらし創造部次長 関係各課長等、事務局(スポーツ振興課)
議題	○第2期奈良県スポーツ推進計画(案)について ○意見交換その他
概要	・県立スポーツ施設の整備について報告 ・第2期奈良県スポーツ推進計画(案)説明 等

○令和4年度 第3回定例会

日時	令和5年2月9日(木) 14:00～16:00
場所	リガーレ春日野 1階 吉野の間 ※リモート併用開催
出席委員数	15人
県出席者	文化・教育・くらし創造部長、文化・教育・くらし創造部次長 関係各課長等、事務局(スポーツ振興課)
議題	○第2期奈良県スポーツ推進計画(案)について ○意見交換その他
概要	・パブリックコメント結果報告 ・第2期奈良県スポーツ推進計画(案)についての上承 等

4. 奈良県スポーツ推進審議会条例

奈良県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第二条 審議会の委員は、十五人とする。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(任期)

第四条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化・教育・くらし創造部において行う。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

5. 第2期奈良県スポーツ推進計画に対する意見の募集概要

第2期奈良県スポーツ推進計画案について、県民から意見を受け、計画策定の参考とするため、計画案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を実施

1 意見募集対象

「第2期奈良県スポーツ推進計画」(案)

2 公表した計画案等

- (1) 第2期奈良県スポーツ推進計画(案)の概要
- (2) 第2期奈良県スポーツ推進計画(案)
- (3) スポーツ基本法(計画策定の根拠法令)

3 公表の方法

次の方法で計画案等を公表

(1) インターネット

募集案内、計画案等について、奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課ホームページに掲載

(2) 閲覧

(1)の資料を次の場所で閲覧できるよう設置

- ① 県政情報センター(県庁東棟1階)
- ② 県民お役立ち情報コーナー(県内4箇所)
県立図書情報館、奈良県産業会館、橿原総合庁舎(旧耳成高校跡)、
吉野町中央公民館
- ③ 奈良県スポーツ振興課(県庁主棟2階)

4 募集期間

令和4年12月16日(金)から令和5年1月16日(月)

5 募集結果

計画案について、5人から7件の意見提出があった。

6. 第2期奈良県スポーツ推進計画における指標

【基本理念実現の参考指標】

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	出典
1日合計30分以上の運動・スポーツを週2回以上実施している人の割合	男性48.7% 女性47.2%	男性55% 女性55%	なら健康長寿基礎調査 (奈良県)
1年間にスポーツをしない人の割合	39.5%	30%	なら健康長寿基礎調査 (奈良県)

柱 1 スポーツ参加の推進〈体を動かす〉

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	出典
総合型地域スポーツクラブの会員数	14,315人	20,000人	総合型地域スポーツクラブ育成状況調査(スポーツ庁)
子どもの体力合計点 (小5、中2)	小5男:52.33点 小5女:54.24点 中2男:42.14点 中2女:49.26点	全国平均以上	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 (スポーツ庁)
<新規> 運動やスポーツをするのが好きな子どもの割合 (小5、中2)	小5男:91% 小5女:83.9% 中2男:87.9% 中2女:74%	小5男:95% 小5女:90% 中2男:90% 中2女:80%	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 (スポーツ庁)
障がい者スポーツ指導員数	199人	300人	日本パラスポーツ協会 調べ
法人格を有する総合型地域スポーツクラブの割合	47.1%	70.0%	総合型地域スポーツクラブ育成状況調査(スポーツ庁)
スポーツイベント(交流大会)の参加者数	1,076人	10,000人	スポーツ振興課調べ (奈良県)
1日の総運動時間が60分以上の割合(小5、中2)	小5:36.9% 中2:68.1%	小5:55.0% 中2:75.0%	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 (スポーツ庁)
障害者スポーツ大会における競技参加者数	486人	1,200人	障害福祉課調べ (奈良県)
<新規> 健康寿命(65歳平均自立期間)	男性:19.01年 (3位) 女性:21.52年 (21位)	全国1位	健康推進課調べ (奈良県)

柱 2 スポーツの推進を支える人材の育成〈人を育てる〉

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	出典
スポーツ指導者数	2,438人	4,000人	日本スポーツ協会調べ
<新規> 研修会・講習会参加者数	33人	500人	スポーツ振興課調べ (奈良県)
国スポの総合成績	天皇杯25位 皇后杯32位 (R4)	20位台定着	スポーツ振興課調べ (奈良県)
<新規> スポーツボランティア登録 者数	452人	1,000人 もしくは 国スポでの必要数	スポーツ振興課調べ (奈良県)
全国大会1位の奈良県 選手の数・団体数	22人	80人	スポーツ振興課調べ (奈良県)

柱 3 スポーツに親しめる環境づくりと地域の交流促進及び地域の活性化〈活動の場をつくる〉

指標名	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)	出典
橿原公苑年間利用者数	174,653人	340,000人	橿原公苑調べ (奈良県)
まほろば健康パーク年間 利用者数	305,888人	330,000人	公園緑地課調べ (奈良県)
スポーツ合宿でスイムピ ア奈良を利用する人数	340人 (R2)	3,500人	スポーツ振興課調べ (奈良県)
<新規> 学校施設一般開放の利用 者数	2,656人	5,500人	健康・安全教育課調べ (奈良県)
プロスポーツ等の試合数 (有料観戦)	45試合	60試合	スポーツ振興課調べ (奈良県)

7. 誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例

前文

スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇気、感動を与えるものである。スポーツを通じて、克己心と実践的な思考力や判断力を培うとともに、礼節を学び、尊敬の念をもって仲間やライバルと交流し、生涯にわたる絆(きずな)を育むことは、人生における素晴らしい経験となる。

近年の情報化社会の進展及び労働形態の変化は、生活環境を快適で便利なものにした一方、運動不足やストレスの増加による健康の危機と、人々や地域の交流の希薄化をもたらした。さらに、少子高齢化の進展と相まって、人々の健康についての関心はより一層高まっている。一方で、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければ、スポーツを始めるきっかけに恵まれないという課題もある。

このような状況に対処するためには、市町村、スポーツ団体及び事業者と連携し、誰もが簡単に、気軽にかつ身近にスポーツに親しみ、県民がスポーツの持つ価値や効果を広く享受できるような地域づくりに取り組まなければならない。

ここに、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってスポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

【目的】

第一条 この条例は、全ての県民が、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる地域づくりの推進(以下「スポーツに親しむことができる地域づくりの推進」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、スポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 スポーツ 心身の健全な発展、健康及び体力の保持増進又は精神的な充足の獲得のために個人又は集団で行われる運動その他の運動(余暇活動として行われる身体活動その他の軽度の身体活動を含む。)をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、又は観覧することをいう。
- 三 スポーツ団体 県内でスポーツの振興のための活動を行うことを主たる目的とする団体(スポーツチームを含む。)をいう。
- 四 事業者 県内でスポーツに関するサービスの提供その他のスポーツに係る事業を営む個人又は法人その他の団体(スポーツ団体を除く。)をいう。
- 五 スポーツ選手 競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者をいう。

【基本理念】

第三条 スポーツに親しむことができる地域づくりの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 全ての県民が生涯にわたり自発的かつ継続的にスポーツを楽しむことにより、心身の健康及び体力の向上を通じて健康な生活及び長寿を享受すること。
- 二 遊びを通じて子どもの豊かな心、身体及び思考力を育むこと。
- 三 県民に夢や希望を与えるスポーツ選手が活躍できるよう支援すること。
- 四 全ての県民が安全に安心してスポーツに親しむことができるような環境を整備すること。
- 五 地域の活性化に資するよう、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を図ること。

【県の責務】

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民が様々な場所で各々の目的に応じたスポーツ活動を選択できるよう、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

【市町村、スポーツ団体及び事業者との連携及び協力】

第五条 県は、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、市町村、スポーツ団体及び事業者との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする。

【スポーツ団体の役割】

第六条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

【事業者及び県民の役割】

第七条 事業者及び県民は、基本理念にのっとり、県が実施するスポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 スポーツ参加の推進

【県民参加の推進】

第八条 県は、県民のスポーツへの参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツへの意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

【子どものスポーツの推進】

第九条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、幼児期からの遊びを通じた運動の習慣化の支援、子どもがスポーツに参加する機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【生涯スポーツの推進】

第十条 県は、全ての県民が生涯にわたって、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しみ、かつ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツに参加できる機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【障害者スポーツの推進】

第十一条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じたスポーツを行う機会の提供並びにそのための環境の整備、障害者のスポーツへの参加を支援する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 スポーツの推進を支える人材の育成

【スポーツを行う者の支援】

第十二条 県は、全ての県民がスポーツに興味又は関心を持ち、身近にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを行う機会の提供、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手のための環境の整備、生理学、心理学その他のスポーツに関する医学的及び科学的知見の活用の促進並びにスポーツにおける不正行為の防止その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、競技水準の向上を図るため、県内のスポーツ選手の計画的な育成に関する施策を講ずるものとする。

【スポーツ観覧の機会の提供】

第十三条 県は、スポーツを通じた県民の一体感及び活力の醸成を図るため、県内のスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチームが出場する競技大会の観覧の機会の提供、県内で開催されるスポーツに関する行事の周知その他のスポーツを観覧する機会の創出に関する施策を講ずるものとする。

【スポーツを支える者の育成】

第十四条 県は、競技としてのスポーツ、余暇活動としてのスポーツその他のあらゆるスポーツについて、県民の目的に応じることができる指導者の育成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツ活動の支援への県民の参画を促進するため、スポーツ活動に係るボランティアに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【スポーツにおける人権侵害の防止】

第十五条 県は、体罰、暴力、暴言その他のスポーツにおけるあらゆる人権侵害を防止するために必要となる施策を講ずるものとする。

第三節 スポーツに親しめる環境づくり

【拠点の整備等】

第十六条 県は、県民が身近にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が有する学校、公園及びスポーツ施設を有効に活用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【情報発信】

第十七条 県は、県民が様々なスポーツ活動又は当該活動の支援に参画できるよう、県内のスポーツ団体、スポーツ施設等におけるスポーツ活動又は当該活動の支援に関する情報の発信を行うものとする。

2 県は、豊かな自然環境、観光資源その他の地域の特性を生かしたスポーツ活動の推進を図るため、当該スポーツ活動に関する情報の発信を行うものとする。

【地域交流の促進】

第十八条 県は、スポーツ活動又は当該活動の支援を通じて世代間及び地域間の交流並びに国際交流の促進を図るため、当該地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体への支援、プロスポーツの活用、スポーツ活動又は当該活動の支援による交流人口の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

【地域経済の活性化】

第十九条 県は、スポーツ産業の振興をはじめとする地域経済の活性化を図るため、事業者への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

【推進計画】

第二十条 県は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条第一項の規定に基づき、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 県は、スポーツ推進計画を定めるに当たっては、奈良県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツ推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、スポーツ推進計画の変更について準用する。

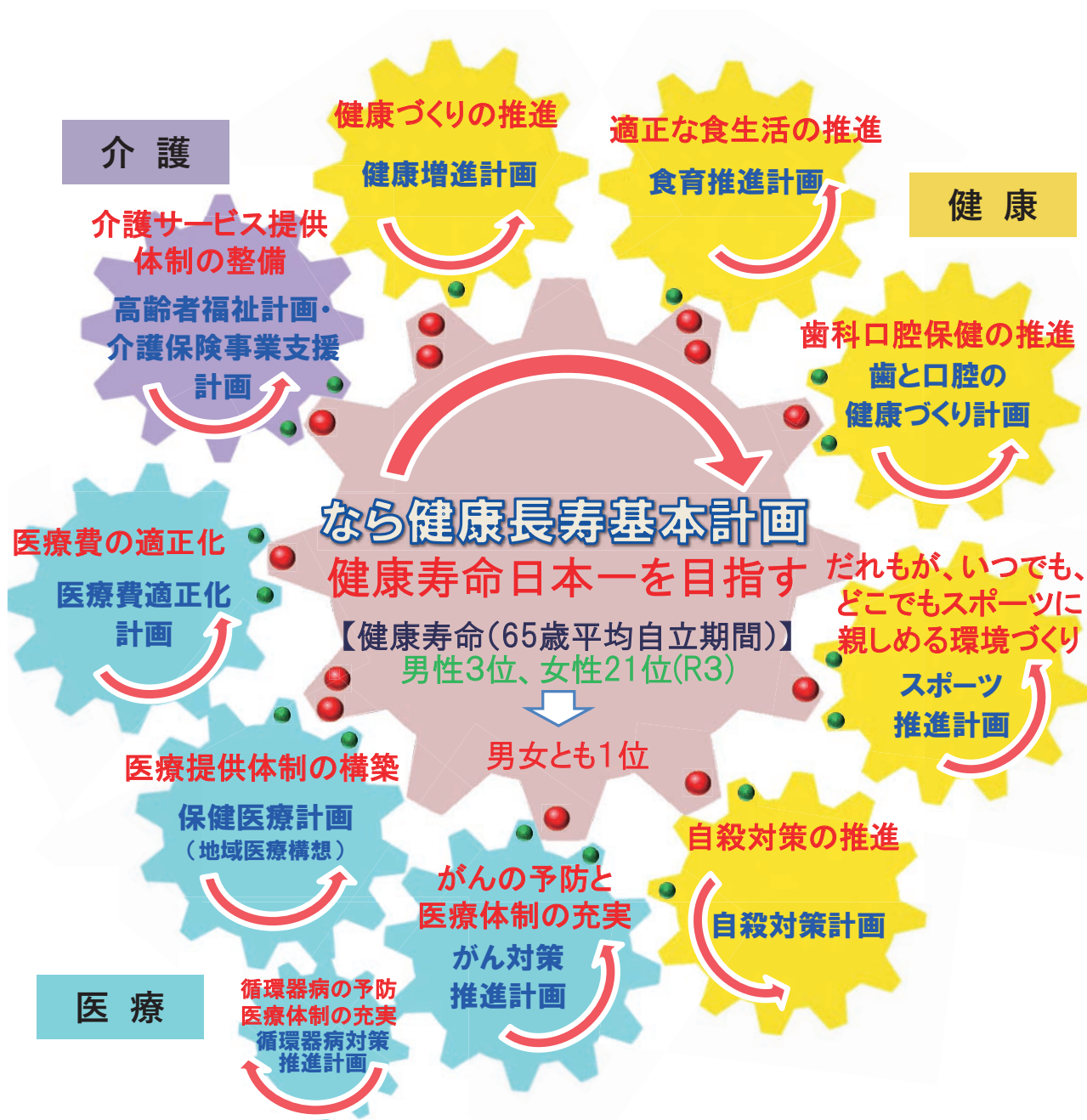
【財政上の措置】

第二十一条 県は、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

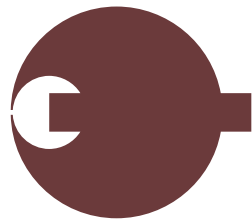
8. (参考)なら健康長寿基本計画の関連計画(イメージ図)



第2期奈良県スポーツ推進計画

令和5年3月

発行：奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-5421 FAX 0742-23-7105



奈良県